

2023年4月3日

新設分割に関する事後開示書類

東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
ポ ー ト 株 式 会 社
代表取締役社長 CEO 春 日 博 文

東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号
ポ ー ト エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社
代表取締役社長 後 藤 拓 夢

ポート株式会社（以下「新設分割会社」といいます。）は、2023年2月21日付新設分割計画書に基づき新設分割会社のフリーランス支援事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務をポートエンジニアリング株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2023年4月3日

2. 新設分割会社における法定手続きの経過

(1) 新設分割の差止請求

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2但書に定める場合に該当いたしますので、同法第805条の2の規定による差止請求に関する手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

本件分割において、新設分割会社は新設会社に承継される債務について併存的債務引受をしておりますので、会社法第810条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

3. 新設会社が新設分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新設会社は、2023年4月3日をもって、新設分割計画書に記載された、新設分割会社で営まれている本事業に関して有する権利義務を承継いたしました。

4. その他本件分割に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上